

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考4中「会計総務課に置かれるもの」を「会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。